

改訂意匠審査基準（案）

「組物の意匠」関連部分

第3章 組物の意匠

1. 概要

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであっても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

2. 組物の意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、出願された意匠が組物の意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、組物の意匠として意匠登録を受けるための、以下の各要件を満たしているか否かを判断する（注）。

- （1）経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること
- （2）同時に使用される二以上の物品、建築物、画像（以下「物品等」という）であること
- （3）組物全体として統一があること

審査官は、出願された組物の意匠が上記の各要件を満たしている場合、各構成物品単位ではなく組物全体として、その他の要件（第3条第1項柱書（第2条も含む。））、新規性（第3条第1項）、創作非容易性（第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠

の保護除外（第 3 条の 2）、意匠登録を受けることができない意匠（第 5 条）、先願（第 9 条）及び関連意匠（第 10 条）を満たしているか否かの判断を行う。

（注）上記（2）又は（3）の要件を満たさない出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、複数の物品等についてそれぞれ一意匠として出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、上記（2）又は（3）の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないことから、第 8 条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、上記（2）又は（3）の要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

※ 本章においては、特に組物の意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、通常の意匠の判断基準の各該当箇所を参照されたい。

3. 組物の意匠の審査における具体的な判断

3.1 経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠が、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物の意匠のいずれかに該当しない場合は、第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

3.2 同時に使用される二以上の物品等であること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）が、社会通念上同時に使用される二以上の物品等によって構成されていないと判断する場合は、第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、出願された組物の意匠の各構成物品等が同時に使用されるものである場合は、物品の意匠同士、建築物の意匠同士、及び画像の意匠同士である場合に加えて、例えば建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠などのように、それらを複数組み合わせたものである場合であっても、本要件を満たしたものと判断する。

本要件の判断にあたっては、現実には同一の時刻に全ての構成物品が使用されるものである必要はなく、審査官は、各構成物品等が、出願された組物の意匠の用途及び機能や使用の目的

等に則してなされる一連の使用の範囲内で用いられるものである場合は、本要件を満たしているものと判断する。

また、出願された組物の意匠の各構成物品等が、社会通念上一体的に流通がなされるものである場合も、審査官は本要件を満たしていると判断する。

3.3 組物全体として統一があること

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等が、組物全体として統一が無い場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等に、当該物品等の部分について意匠登録を受けようとするものが含まれている場合は、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含む。本項3.3において以下同じ。）があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、各構成物品等（物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、「各構成物品等における意匠登録を受けようとする部分」。本項及び3.3.1ないし3.3.3において以下同じ。）が、例えば以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと判断する。

- （1）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- （2）各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- （3）各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

3.3.1 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例

- （1）形状による統一がある場合
 - （a）構成物品等の全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

※注：以下の各事例における「一組の○○セット」との記載は、
今後の意匠法施行規則別表第二に合わせて後日修正を行う。

【事例 1】一組のテレビ受像器セット

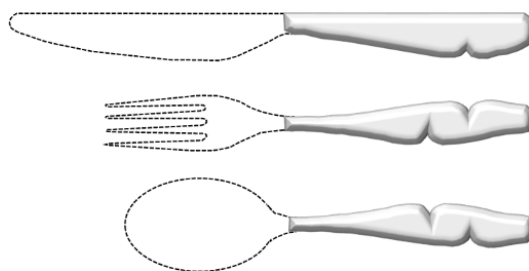


【事例 2】一組の薬味入れセット

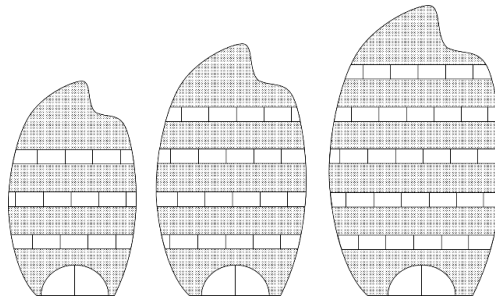


(b) 構成物品等のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例 1】一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット



【事例 2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

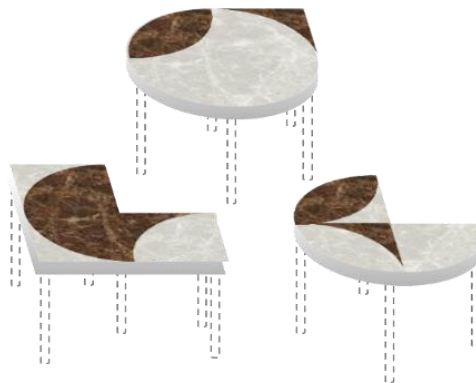
(2) 模様による統一がある場合

同じモチーフや表現態様を持った模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例 1】一組の収納棚セット



【事例 2】一組のテーブルセット



【事例 3】一組のディナーセット



(3) 形状及び模様による統一がある場合

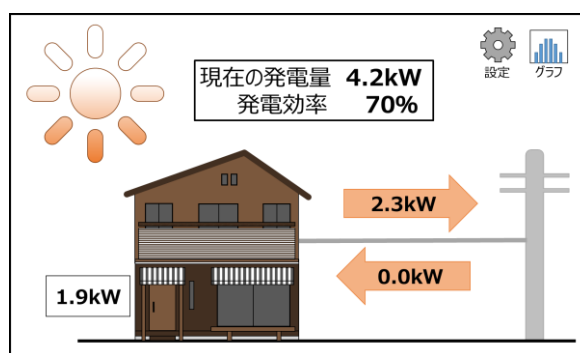
同じモチーフや表現態様を持った形状及び模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例 1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋



発電量表示用画像

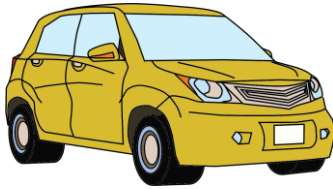


【意匠に係る物品の説明】

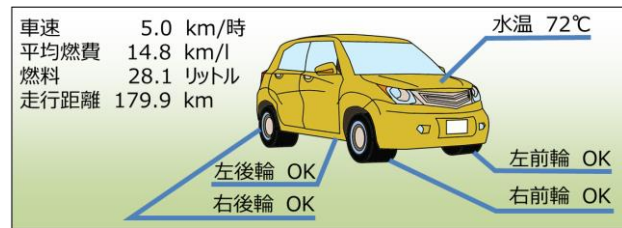
この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例 2】一組の運輸機器セット

乗用自動車



乗用自動車用情報表示画像



【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

（４）色彩による統一がある場合

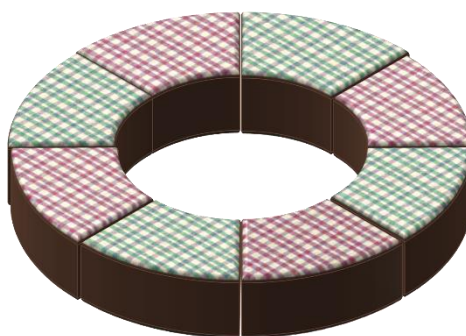
形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.2 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

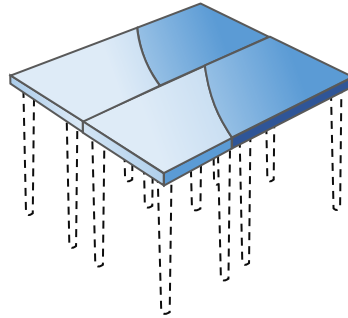
（１）形状による統一がある場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

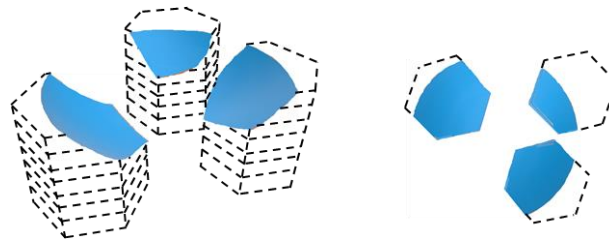
【事例 1】一組のいすセット



【事例 2】一組のテーブルセット



【事例 3】一組の建築物



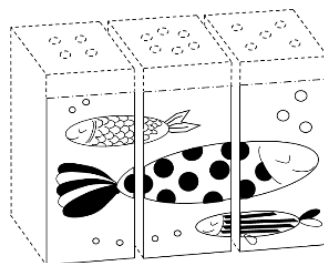
【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

(2) 模様による統一がある場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例 1】一組の薬味入れセット



【事例 2】一組の台所セット

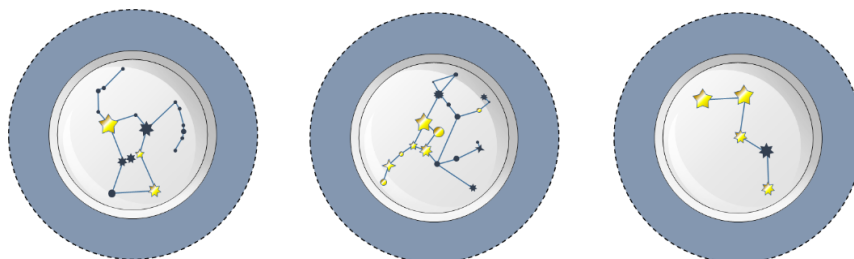


(3) 色彩による統一がある場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.3 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組のディナーセット



4. 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

審査官は、第 8 条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願については、組物全体として、第 3 条第 1 項柱書（第 2 条も含む。）、新規性（第 3 条第 1 項）、創作非容易性（第 3 条第 2 項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（第 3 条の 2）、意匠登録を受けることができない意匠（第 5 条）、先願（第 9 条）及び関連意匠（第 10 条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

5. 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

組物の意匠の意匠登録出願についても、第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、第4条第1項又は第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、第3部第4章「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

6. 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

6.1 組物の意匠の要旨

組物の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

6.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであると判断する。

なお、その他の判断基準については、第6部第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

6.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、かつ、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載から、一の意匠と認められるときに、願書の「意匠に係る物品」の欄を別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、

審査官は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであると判断する。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」、「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、審査官は、当該補正は要旨を変更するものではないと判断する。

（２）別表第二に掲げる組物の意匠から一の意匠に係る物品等に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、一の意匠しか表されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品等に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

6.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

（１）組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、構成物品等として不適切な意匠が表されているときには、審査官は多意匠と判断する。これに対し、出願人がこの意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と、一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、構成物品等として不適切な意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものとは審査官は判断しない。

（２）構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

審査官は、構成物品等として適当であると認められる意匠を追加あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものと判断する。

（３）組み合わせられた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品等の図面を追加する補正

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品等ごとの形態形状等を表した図面を、願書に添付した図面等に追加する補正は、要旨を変更するものと判断する。

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品等の形態形状等を当然に導き出すことができるときに、構成物品等ごとの形態形状等を表した図面を願書に添付した図面等に追加する補正は、要旨を変更するものとは判断しない。

7. 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

7.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

複数の物品等により構成される意匠が、第8条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品等ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

7.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、第8条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとしみなす。

なお、その他の判断基準については、第Ⅷ部「特殊な出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

8. パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品等が我が国の組物と同様に一意匠として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、第Ⅶ部「優先権」を参照されたい。